

東京商工会議所 平成21年度税制改正に関する要望

基本認識

◆日本経済

- 米国の景気減速や急激な原材料価格の高騰により、景気後退局面入りが明確化
- 特に中小企業は原材料価格上昇分を転嫁できず収益が悪化
→景気回復と、資源価格高騰にも耐える体質への転換が喫緊の課題

◆税制改正の考え方

- 世界経済のダイナミズムを取り込み、個人消費を拡大し、個人金融資産を有効活用する等、景気再浮揚に向けた税制
- 省エネ技術の開発・普及促進を後押しする税制
- 「相続税の納税猶予制度」の確実な制度化をはじめ、中小企業の活性化・経営革新を促す税制を一層拡充

◆安定財源の確保と財政健全化

- 景気減速下の増税はかえって大幅な税収減をもたらす
- 景気拡大による自然増収と徹底的な歳出削減努力を継続
- 税以外の新たな財源の検討も必要

I. 日本経済の持続的な成長拡大と中小企業の活性化

1. 日本経済の持続的な成長拡大のために

(1) 世界経済のダイナミズムを取り込む税制

- 国際競争力強化のため、諸外国と遜色のない法人実効税率を

(2) 個人消費を促す税制

- 期限切れを迎える住宅ローン減税の延長・拡充
- 贈与税の基礎控除額の引き上げ、相続時精算課税制度の年齢要件の緩和

(3) 金融・資本市場の強化

- 金融所得課税の一体化の推進
- 確定拠出年金の拠出限度枠の拡充、マッチング拠出の容認
- 高齢者投資マル優制度の創設

(4) 原油価格急騰に対するエネルギー関係諸税の引き下げ

- 異常な原油価格高騰に対しては、激変緩和措置としてエネルギー関係諸税の一時的な引き下げも視野に対応すべき

2. 中小企業の活性化・経営革新を促す税制のあり方

(1) 中小企業の法人税の軽減税率の引き下げ及び適用所得金額の引き上げ

(2) 同族会社に対する課税の見直し

- 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の廃止
- 資本金1億円超の同族会社も留保金課税を廃止すべき

(3) 欠損金の繰戻還付措置の全面復活

- 中小企業について繰戻還付措置を全面的に復活すべき

(4) 役員給与の損金算入制度の見直し

- 企業の役員給与の実態を踏まえた弾力的な制度へ見直すべき
- 一定の同族会社にも利益連動給与を認めるべき

(5) 中小企業における退職給付引当金の損金算入制度の復活

- 従業員の福利厚生を一層充実する観点から、退職給付引当金の損金算入制度を復活すべき

(6) 印紙税の廃止

- 電子取引の普及等に伴い印紙税負担の不公平が生じており、また実務上の問題点も多いため、印紙税は廃止すべき

(7) 費用性の明らかな交際費の全額損金算入

- 事業遂行上必要かつ合理的な支出である交際費は全額損金算入可とすべき

(8) 消費税制度に係る問題点の解決

- 簡易課税制度と本則課税制度を柔軟に選択できるようにすべき
- 滞納防止のため税額60万円以下の事業者も任意に中間申告
- 法人の消費税申告期限の延長制度を創設すべき
- 納税事務負担の軽減等のため仕入税額控除の要件緩和すべき
- 事業者間取引を外税方式に、1円未満端数処理を四捨五入に
- 個別消費税等との二重課税を解消すべき

(9) 期限切れを迎える中小企業向け租税特別措置の延長拡充

- 中小企業等基盤強化税制、人材投資促進税制について適用要件を緩和したうえで延長すべき

3. 事業承継の円滑化に向けた税制と相続・贈与税

(1) 「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の確実な制度化

- 猶予税額が免除される「一定の場合」に、倒産や後継者への生前贈与を含めるべき
- 猶予株式の株価下落時は、時価を納付税額の上限とするべき
- 特定同族会社事業用宅地特例との併用を認めるべき
- 資産管理会社等は中小企業の経営実態に即して定めるべき
- 対象企業の自由な組織再編を阻害しないよう配慮すべき
- 利子税負担について十分な軽減措置を講じるべき
- 雇用が8割を下回った場合、補充まで猶予期間を設けるべき

(2) 株式の生前贈与を促進するための税制措置

- 後継者に生前贈与した自社株も納税猶予制度の対象とすべき

(3) 株式の信託を活用した事業承継に係る環境整備

- 株式の信託を活用した場合も納税猶予制度の対象とすべき

(4) 取引相場のない株式の評価方法の見直し

- 株価が事業承継の支障とならぬよう評価方法を見直すべき

(5) 相続税の課税方式を含む総合的な見直し

- 今回の見直しは、あくまで事業承継税制に関連する相続税の課税上の問題は正を主眼にし、大幅な変更は避けるべき
- わが国の相続税が総税収に占める割合や最高税率は欧米諸国よりも高く、相続税負担を高める状況にない

II. 少子高齢化やライフスタイルの変化への対応

1. 少子高齢化やライフスタイルの変化に対応した税制

(1) 児童税額控除創設など諸控除の見直し

- 児童税額控除の創設等
- 退職所得控除の見直し
- 介護費用に係る所得控除制度の創設

(2) 低炭素社会の実現に向けた税制措置の延長・拡充

- 環境税のような新たな税負担を求めるべきでない
- 省エネ技術や新エネルギーに係る研究開発について、研究開発減税の一層の拡充
- エネ革税制の対象設備拡大など一層の拡充
- 住宅の省エネ改修促進税制の延長・拡充
- 省エネ型製品への買い替えを促す税制の創設
- 家庭向け太陽光発電機器の税制優遇措置
- 環境負荷の低い自動車の普及促進

2. 土地・住宅税制の見直し

(1) 固定資産税の負担水準や制度の見直し

- 土地に係る固定資産税の条例減額制度の延長・拡充
- 家屋に係る固定資産税の見直し
- 償却資産に係る固定資産税の廃止

(2) 期限切れを迎える土地・住宅税制の延長

- 耐震改修促進税制、バリアフリー改修促進税制の延長
- 住宅に係る登録免許税の軽減税率の延長
- 土地・住宅用建物に係る不動産取得税の軽減税率等の延長
- 事業用資産の買換え特例の延長・拡充など

(3) 事業所税の廃止

- 応益負担という観点で固定資産税等と二重課税であり、廃止すべき
- 少なくとも中小企業に対する事業所税は免除すべき

III. 納税コストや手続きの軽減・簡素化と納税環境の整備

1. 納税コストや手続きの軽減・簡素化

(1) 利子税・延滞税の軽減

- 利子税・延滞税の課税割合の引下げ
- 延滞税の軽減割合の適用期間の拡大
- 予定納税等について延滞税を免除

(2) 納税手続きの簡素化・合理化

- 自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限などの統一
- 都道府県と市町村の賦課徴収事務の一元化
- 国税・地方税の納付窓口を統一することなど

2. 納税環境の整備

(1) 納税者番号制度の早期導入

- 社会保障負担の公平性の観点からも導入すべき
- 社会保障番号との一元化も視野に早期導入を図るべき

(2) 電子申告・納税の普及促進

- e-Taxについて恒常的な控除制度を導入すべき
- eLTaxの導入に向けて市町村は積極的に取り組むべき